

# ★1月のお知らせ★

事業主の  
みなさまへ

## トキワビジネス協同組合 平成31年 新春懇話会

※日時 平成31年1月22日(火) 午後3時00分 開会

※場所 埼玉グランドホテル深谷 深谷市西島町1-1-13

※日程 I 講演① 寺山税理士事務所 所長 税理士 寺山智久  
講演② プロマジシャン 荒巻知輝氏  
ステージマジックショー

II 懇親会



## 平成30年12月1日発効 産業別最低賃金のお知らせ

産業別の最低賃金が発効されたのでお知らせします。

チェックを忘れずに！また、埼玉県最低賃金は**898円**です(平成30年10月1日発効)

産業別最低賃金	現行	改正
非鉄金属製造業	884	<b>924</b>
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	889	<b>930</b>
輸送用機械器具製造業	898	<b>939</b>
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	897	<b>938</b>
各種商品小売業(衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業)	849	<b>898</b>
自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車含む)を除く)	897	<b>936</b>

※埼玉県各種商品小売業最低賃金は変更なしですが、最低賃金898円が実質的に適用されます！

## 本年4月1日より「働き方改革関連法」が施行～年次有給休暇消化義務について～

企業は、2019年4月1日より年10日以上の有給休暇を与えられた全ての労働者に、時季を指定して**毎年5日以上**の有給休暇を取得させなければなりません。



★平成31年1月の営業土曜日は以下のとおりです。



5日(土)	営業(税務)
12日(土)	休
19日(土)	休
26日(土)	休

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・  
トキワビジネス協同組合  
埼玉社会保険労務事務所  
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231

FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.tokiwa-business.com/wp4app/>

**年末年始の休業日 平成30年12月29日(土)～平成31年1月3日(木)**